

令和7年度（2025年度）エゾシカの可猟区域及び期間等について

1 目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第12条第2項、第14条第2項の規定に基づき、エゾシカの適正な個体数管理を図るため、令和7年度（2025年度）のエゾシカの可猟区域及び期間等を定める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

第12条第2項

- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合は、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。

第14条第2項

- 2 都道府県知事は、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣であり、かつ、その狩猟期間が第11条第2項の規定により限定されている場合において、当該第二種特定鳥獣に係る第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、当該狩猟期間の範囲内で、当該第二種特定鳥獣に関し、同項の規定により限定された期間を延長することができる。

2 経過

（1）これまでの取組

- ・ 増えすぎたエゾシカの個体数を削減し、農林業や生活環境への被害の抑制、生物多様性の保全を図るため、メスジカ捕獲数制限の撤廃や可猟区域の全道拡大、緊急対策期間（平成22年度（2010年度）～26年度（2014年度））の設定等の対策を講じてきた結果、東部地域において個体数指数が減少したと推定されるなど、一定の成果があったものの、依然として個体数指数は高水準で推移しており、令和6年（2024年）1月からの3年間を再び緊急対策期間として設定した。
- ・ 近年の年間捕獲実績は、平成24年度（2012年度）の14万頭超をピークに減少したものの、令和2年度（2020年度）以降増加しており、令和5年度（2023年度）は15万頭超を捕獲している。このうち、許可による捕獲数は12万頭超と伸長した一方、狩猟による捕獲数は近年3万頭前後まで減少しており、個体数管理の目標の達成に向けては、捕獲数の一層の上積みが必要な状況。
- ・ 農林業被害額は、ピーク時と比較すると抑制されているものの、近年は再び増加傾向となっており、令和5年度（2023年度）は50億円を超える被害が出ている。

（2）近年の取組

〔北海道エゾシカ対策推進条例制定〕

- ・ 平成26年（2014年）3月に、特定の野生動物の総合的な対策を定めた都道府県の条例として全国初となる「北海道エゾシカ対策推進条例」を制定し、エゾシカ対策に関する基本理念や道の責務等を明らかにするとともに、施策の基本事項を定め、総合的かつ計画的に対策を推進。

〔鳥獣保護法の一部改正（現 鳥獣保護管理法）〕

- ・ 平成26年（2014年）5月に鳥獣保護法が改正され、生息数が著しく増加しているニホンジカ、イノシシの抜本的な捕獲強化を講じるため、指定管理鳥獣捕獲等事業や認定鳥獣捕獲等事業者制度などが新たに創設。

〔北海道エゾシカ管理計画（第6期）策定〕

- ・ 令和4年（2022年）3月に、令和4年（2022年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までを計画期間とする「北海道エゾシカ管理計画（第6期）」を策定
- ・ 人間活動とエゾシカとの軋轢の軽減、エゾシカの絶滅回避と適正な個体数管理、道民共有の自然資源であるエゾシカと人間の共生、及び本道の豊かな生物多様性の保全とその持続可能な利用を図ることを目的として策定。

〔指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の実施〕

- ・ 道では、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、鳥獣保護区など市町村等による捕獲が困難な地域において、エゾシカの捕獲事業を実施。

3 令和7年度（2025年度）エゾシカの可猟区域及び期間等の設定の考え方

エゾシカの個体数削減のため、狩猟においてもメスジカの捕獲数をできる限り確保する必要があることから、引き続き、メスジカ捕獲には制限を設定しないこととする。

(1) 可猟区域

可猟区域は、原則として市町村の行政区域単位一円（法定禁止区域を除く。）とするが、事故防止や生態系への影響回避の観点から必要と認められる区域については、可猟区域から除外する。

〔可猟区から除外する区域〕

市町村名	除外する区域
斜里町、羅臼町	知床半島基部の一部
札幌市、恵庭市、喜茂別町、京極町、苫小牧市、伊達市、日高町、平取町、新冠町、浦河町、新ひだか町、せたな町、富良野市、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、占冠村、斜里町、清里町、小清水町、帯広市、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、大樹町、広尾町、足寄町、厚岸町、標茶町、根室市、中標津町、標津町、羅臼町、えりも町	国有林野管理経営規程に基づく森林生態系保護地域などの保護林の一部、緑の回廊の区域（一部地域を除く。）等
	道有林の一部

(2) 可猟期間

令和7年度（2025年度）の可猟期間は、次のとおりとする。（別図1参照）

	A区域	B区域	C区域	D区域	E区域	(F区域)※1	猟区 ※2
R6	10/1～3/31	10/1～1/31	10/19～3/31	10/19～2/28	10/19～1/31	10/19～1/1 1/11～1/31 2/8～2/28	9/15～4/15
R7	10/1～3/31	10/1～1/31	10/18～3/31	10/18～2/28	10/18～1/31		9/15～4/15

※1 F区域は令和7年度設定しない ※2 西興部村猟区及び占冠村猟区

ア 東部地域

令和5年度（2023年度）は、狩猟と許可捕獲合わせて約7万8千頭、内メスジカ4万3千頭が捕獲され、個体数指数は平成29年度（2017年度）頃から増加傾向が続いてきたが、令和5年度以降は横ばい傾向にある。北海道エゾシカ管理計画（第6期）の目標の達成のためには、継続してメスジカを捕獲していく必要があることから、緊急減少措置を継続することとし、法第14条第2項に基づきエゾシカの可猟期間を原則として3月31日まで延長する。

ただし、許可捕獲をより効率的に実行する必要があるなど、地域の実情に応じて調整が必要と認められる市町村については、延長の期間を個別に設定することとする。なお、管理型の狩猟が行われている西興部村猟区（オホーツク管内）は、法第14条第2項に基づきエゾシカの可猟期間を4月15日までとする。

イ 北部地域

令和5年度（2023年度）は、狩猟と許可捕獲合わせて約3万1千頭、内メスジカ1万8千頭が捕獲されたが、個体数指数は平成26年度（2014年度）頃から増加傾向が続き、過去最高値に達した可能性がある。北海道エゾシカ管理計画（第6期）の目標の達成のためには、継続してメスジカを捕獲していく必要があることから、緊急減少措置を継続することとし、法第14条第2項に基づきエゾシカの可猟期間を原則として3月31日まで延長する。

ただし、許可捕獲をより効率的に実行する必要があるなど、地域の実情に応じて調整が必要と認められる市町村については、延長の期間を個別に設定することとする。なお、管理型の狩猟が行われている占冠村猟区（上川管内）は、法第14条第2項に基づきエゾシカの可猟期間を4月15日までとする。

ウ 中部地域

令和5年度（2023年度）は、狩猟と許可捕獲合わせて約4万頭、内メスジカ2万2千頭が捕獲されているが、個体数指数は平成28年度（2016年度）頃から増加傾向が続いている。北海道エゾシカ管理計画（第6期）の目標の達成のためには、継続してメスジカを捕獲していく必要があることから、緊急減少措置を継続することとし、法第14条第2項に基づきエゾシカの可猟期間を原則として3月31日まで延長する。

ただし、許可捕獲をより効率的に実行する必要があるなど、地域の実情に応じて調整が必要と認められる市町村については、延長の期間を個別に設定することとする。

エ 南部地域

令和5年度（2023年度）は、狩猟と許可捕獲合わせて約7千7百頭、内メスジカ4千2百頭が捕獲されているが、生息域が拡大し、局所的に高密度の地域が観察されていることや、生息数指数が平成23年度（2011年度）から継続して増加していると推定されることから、法第14条第2項に基づきエゾシカの可猟期間を3月31日まで延長する。

オ 禁猟期間

法第11条第2項により環境大臣が定める北海道における捕獲等をする期間（毎年10月1日から翌年1月31日まで、猟区の区域内においては、毎年9月15日から翌年2月末日まで）のうち、10月1日から10月17日までの期間については、農作業や森林土木工事等における事故防止等の観点から、規制が必要な地域においてはエゾシカの可猟期間から除外するものとする。

4 令和7年度（2025年度）エゾシカの可猟区域及び期間の設定

前述の状況を踏まえて、令和7年度（2025年度）エゾシカの可猟区域及び期間を表1のとおりとする。

表1 令和7年度（2025年度）可猟区域設定

区域	可猟期間	地域	振興局	市町村
A区域	10/1～3/31	東部	釧路	浜中町及び弟子屈町を除く管内全市町村
		北部	空知	管内全市町
			上川	上川町及び占冠村（猟区）を除く管内全市町村
			留萌	管内全市町村
			宗谷	浜頓別町及び枝幸町を除く管内全市町村（離島を除く）
		中部	石狩	管内全市町村
			胆振	むかわ町を除く管内全市町
		南部	後志	共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町を除く管内全市町村
			渡島	管内全市町
			檜山	管内全町（離島を除く）
B区域	10/1～1/31	南部	後志	共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町
C区域	10/18～3/31	東部	オホーツク	遠軽町
			十勝	広尾町、更別村、大樹町、池田町、幕別町
			釧路	弟子屈町
		北部	上川	上川町
			宗谷	浜頓別町、枝幸町
		中部	日高	浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
D区域	10/18～2/28	東部	オホーツク	西興部村（猟区）及び遠軽町を除く管内全市町
			十勝	広尾町、更別村、大樹町、池田町、幕別町、新得町、豊頃町、浦幌町を除く管内全市町村
		中部	胆振	むかわ町
			日高	日高町、平取町、新冠町

E区域	10/18～1/31	東部	十勝	新得町、豊頃町、浦幌町
			釧路	浜中町
			根室	管内全市町
猟区	9/15～4/15	東部	オホーツク	西興部村（猟区）
		北部	上川	占冠村（猟区）

東部地域 50市町村、北部地域 62市町村、中部地域 26市町村、南部地域 37市町村 計14（総合）振興局 175市町村

5 捕獲数制限

メスジカの捕獲を推進するため、12月1日以降の銃猟によるオスジカの捕獲については、法第12条第2項に基づき、一人1日当たり1頭までとする。

6 その他

（1）設定年度

北海道エゾシカ管理計画（第6期）では、「生息状況、農林業被害の発生状況等を勘案しながら、各地域区分の管理目標を設定して、きめ細やかな施策の検討と確実な個体数管理を含む施策の実施に努める」こととしているため、単年度の措置とする。

（2）調査研究

エゾシカの適正な個体数管理を推進するためには、分布、生態、個体数等の科学的なデータが必要であることから、計画的、継続的な調査研究の実施を図り、また、エゾシカの捕獲が個体群に与える悪影響を防止するため、個体数調整の実施に当たっては、モニタリングにより個体群構成の把握に努める。

また、施策の効果を検証するため、農林業被害、生物多様性に与える影響の発生状況を把握するほか、生息地管理のための森林の環境整備に必要な情報収集に努める。

（3）銃猟の自粛区域（別図2参照）

希少猛禽類の繁殖への影響をできるだけ回避するため、多くの営巣地が存在する宗谷管内の一部については、2月～3月を銃猟の自粛区域とする。

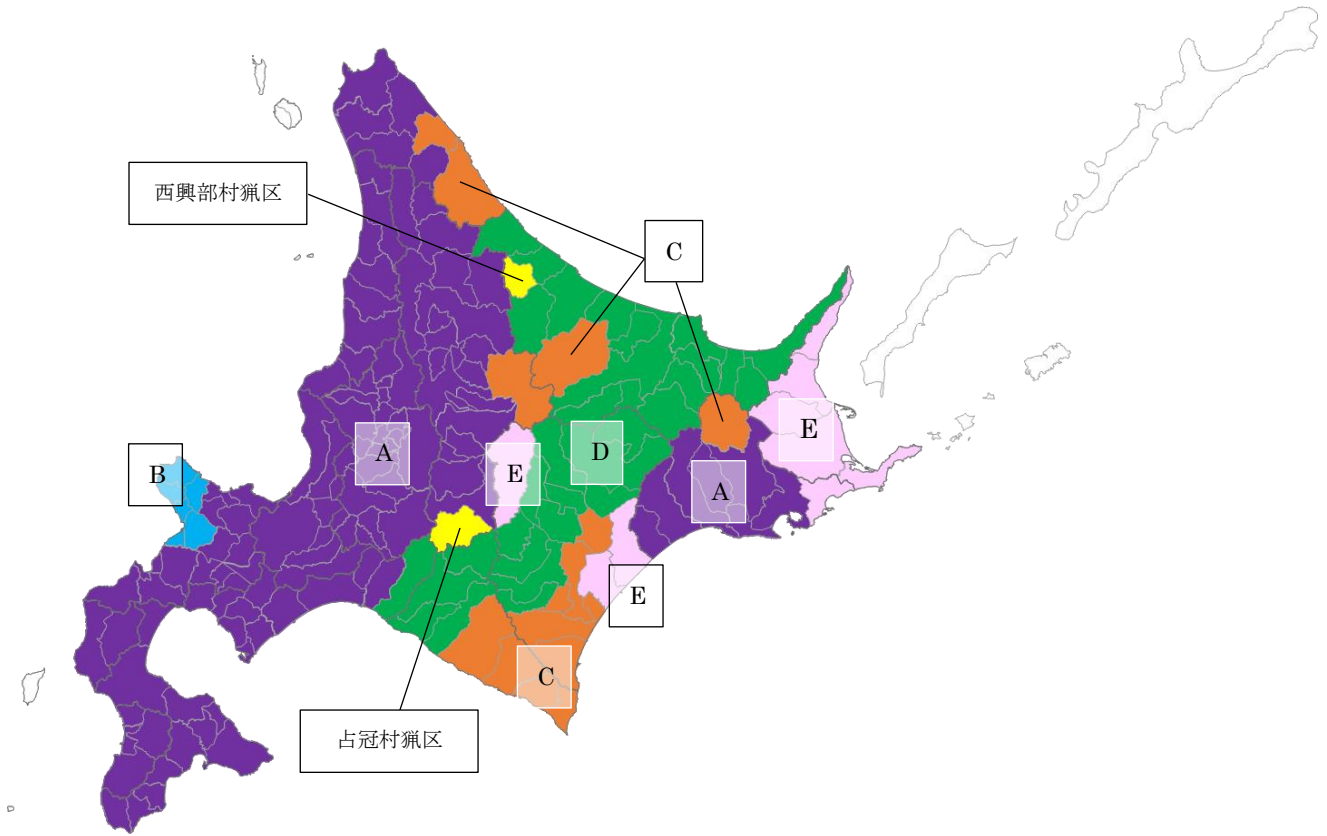
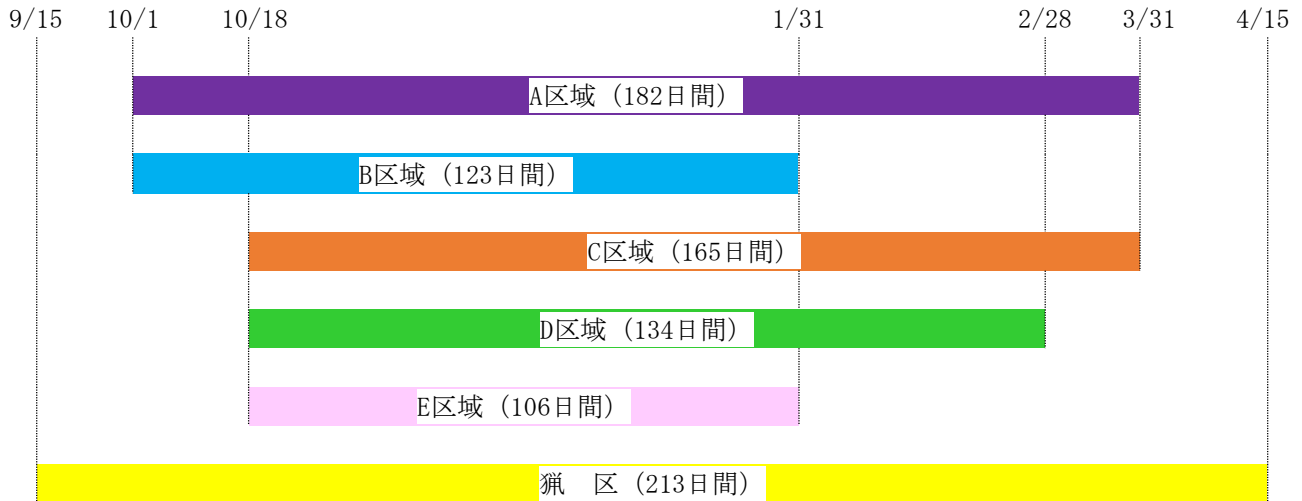
（4）狩猟の指導取締りの強化

道では、希少猛禽類の鉛中毒発生を防止するため、鉛ライフル弾及び粒径7mm以上の鉛散弾を使用する猟法を禁止しているほか、平成26年（2014年）3月に制定した北海道エゾシカ対策推進条例により、これら鉛弾の所持についても禁止した。

しかし、本条例施行後も、希少猛禽類の鉛中毒事故が依然として発生していること、エゾシカの残滓を放置する違反行為や銃器の基本的な取扱いの不徹底等による人身事故や暴発事故が発生していることから、違反行為や狩猟事故の防止を図るため、狩猟団体や警察、森林管理者などと連携して、狩猟解禁日における一斉パトロールなど計画的な安全パトロールに取り組み、普及啓発や指導の徹底を図る。

特に、森林内においては、森林作業員等の安全を確保するため、森林作業中などの「のぼり」や看板等を必ず確認すること、森林作業予定箇所以外でも作業員等がいる可能性があることなど、狩猟者に対して注意喚起する。

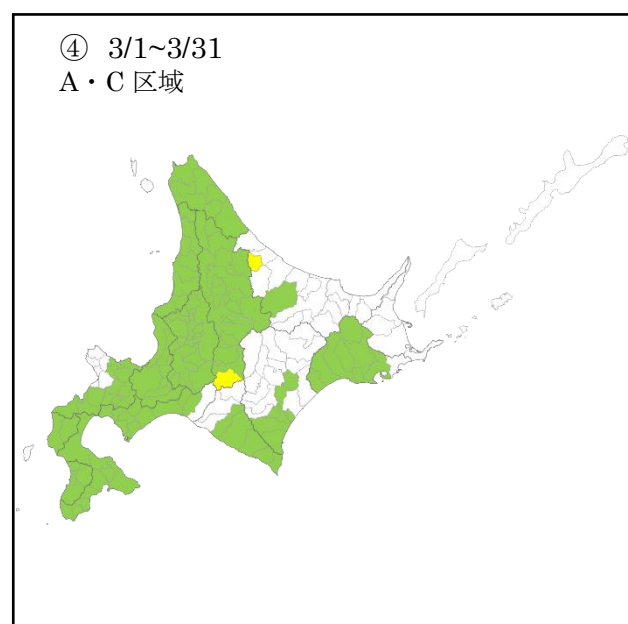
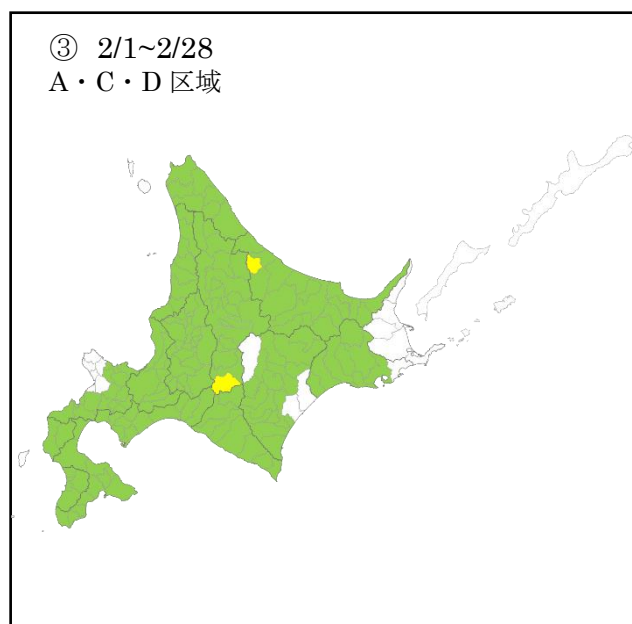
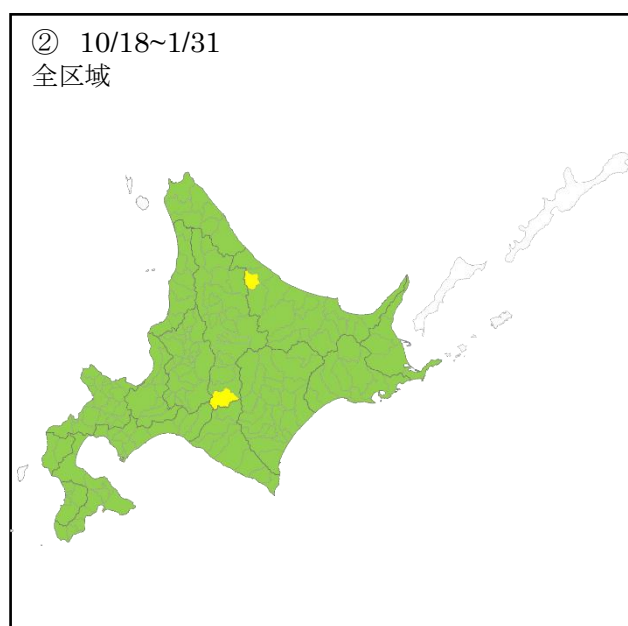
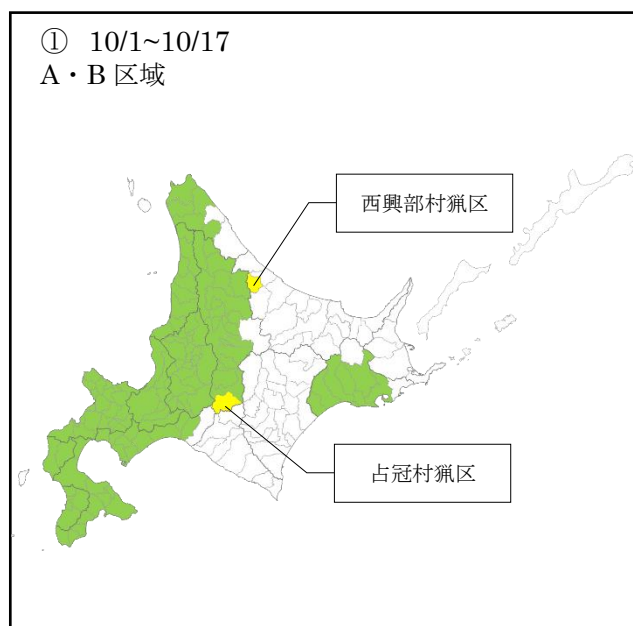
令和 7 年度（2025年度）エゾシカ可猟区域及び期間



A区域	B区域	C区域	D区域	E区域	猟区
10/1～3/31	10/1～1/31	10/18～3/31	10/18～2/28	10/18～1/31	9/15～4/15

※ 一人 1 日あたりの捕獲上限 制限なし
 (ただし、オスジカは、12月以降の銃猟については一人 1 日あたり 1 頭)

令和 7 年度（2025 年度）エゾシカ可猟区域等設定期間（時系列）



※ 西興部村猟区及び占冠村猟区の可猟期間は、9 月 15 日から 4 月 15 日まで

